

館山市ふるさと納税(寄附金)のお願い

館山市は、房総半島の南端にあり、波静かで温暖な気候のため、江戸時代から暑さ寒さをしのぐ地として紹介される、通称「鏡ヶ浦」と呼ばれる館山湾と黒潮踊る太平洋に面する南房総の中心都市です。

豊かな海や野山の自然、親切な人々、そして歴史や伝統に培われた館山が誰にも愛着を持たれ、誇りに思えるオンリーワンの「ふるさと館山」であるために、「フレフレ・たてやま応援条例」を制定しました。ご縁のある多くの皆さまからの「ご寄付」を通じて当地域のまちづくりにご参加いただきながら、併せて地域が抱える課題の解決策を共に実践しようとするものです。

フレフレ・館山応援条例では、14の具体的な事業を提示していますが、この「コミュニティ医療推進に関する事業」につきましては、今後、日本が直面する高齢化と人口減少が同時に進行するという課題に対して、地域の人のつながりや医療、介護、福祉の関係者、行政などの連携を一つの社会資源としてとらえ、解決策を探って行こうとするものです。

日本の人口は、今後50年ほどで9,000万人を割り込み、65歳以上人口も40%に迫ると推計されています。既に館山市では2013年には、65歳以上人口の割合が35%を超えており、2040年には44%を超える状況です。

そこで、「コミュニティ医療」のキーワードの下、市民、医療関係者、行政など多くの関係者の連携を深めることで、これらの課題解決を目指すための新たな取り組みにチャレンジしています。

日本の中でも高齢化が進展している当地域の取り組みは、当地域だけでなく他の地域にとっても新たな情報となり、次の施策展開の参考にもなると考えています。

また、地域における連携では、すでに直面しつつある健康や医療、介護、福祉における課題に積極的に取り組もうとする地域の主体を支援することで、新たな公共という分野における挑戦を後押しし、より効果的な課題解決が図られると考えております。

さらに、日本社会が直面する課題の解決は、一地方を越えた共通価値の創出につながるものと確信しております。皆さまにおかれましては、格別のご理解と特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 寄附の名称 コミュニティ医療推進に関する事業に対する寄附

館山市のふるさと納税に係る事業のうち「(14) コミュニティ医療推進に関する事業」に対する寄附

2 寄附の申込み

寄附のお申込みは「フレフレ・たてやま応援寄附金申込書」に必要事項をご記入の上、館山市健康福祉部健康課（〒294-0045 館山市北条740番地の1 電話0470-23-3113 FAX0470-22-6560）宛に郵送かファクシミリでお送り下さい。

3 振込み方法

次のいずれかの方法により、館山市へ「ふるさと納税（寄附）」をすることができます。

(1) 郵便局・ゆうちょ銀行での払い込み

館山市ふるさと納税（フレフレ・たてやま応援基金）パンフレットの「払込取扱票」に必要事項を記入して、お近くの郵便局・ゆうちょ銀行の窓口にてお手続きください。（払込手数料無料）

(2) クレジットカード決済

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から館山市ふるさと納税申込みフォームにアクセスしてお手続きください。

ふるさとチョイス URL <http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/12205>

(3) 市役所窓口で寄付

現金をご持参の上、館山市役所企画課までお越しください。

(4) 現金書留

館山市ふるさと納税（フレフレ・たてやま応援基金）パンフレットの「払込取扱票」に必要事項を記入し、現金と併せて館山市役所企画課へお送りください。（郵便料金は寄付者様のご負担となります。）

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1 館山市役所総合政策部企画課

(5) 銀行振込（郵便局・ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振り込み）

口座名義 館山市 館山市会計管理者（クテヤマシ カケイカンリシヤ）

千葉銀行 館山支店（クテヤマシテン）

口座番号 普通 1253196

*振込みにかかる手数料は申込者の負担となります。

4 お問い合わせ先

ふるさと納税（寄附）に関すること 館山市総合政策部企画課 TEL0470-22-3147

「コミュニティ医療推進に関する事業」に関すること 館山市健康福祉部健康課 TEL0470-23-3113

フレフレ・たてやま応援寄附金申込書

館山市長 様

年 月 日

(法人その他の団体にあつては
所在地、名称及び代表者職・氏名)

住 所

氏 名

電話番号

フレフレ・たてやま応援条例施行規則第2条の規定により、次のとおり寄附します。

一金 円也

1 次の中から用途を指定し、○印を付けて下さい。指定のない場合は、市長が事業を指定します。

	(1) 安全・安心に暮らせるまちづくりに関する事業	円
	(2) みなと・海辺を活用したまちづくりに関する事業	円
	(3) 花のまちづくりに関する事業	円
	(4) 環境に関する事業	円
	(5) 学校教育の充実に関する事業	円
	(6) 生涯学習の振興に関する事業	円
	(7) 文化の振興に関する事業	円
	(8) 福祉に関する事業	円
	(9) 観光振興に関する事業	円
	(10) 奨学金貸付に関する事業	円
	(11) スポーツの振興に関する事業	円
	(12) ダッペエに関する事業	円
	(13) 小谷家住宅の保存及び活動の支援に関する事業	円
	(14) コミュニティ医療推進に関する事業	円
	(15) 事業の指定なし	円

2 寄附者として名前・金額を公表することについて、次の中から選び○印を付けて下さい。

<input type="checkbox"/>	名前・金額を公表して差し支えない。	<input type="checkbox"/>	名前・金額の公表を望まない。
--------------------------	-------------------	--------------------------	----------------

*選択のない場合は、公表を望まないものとさせていただきます。

3 1万円以上の寄附をしていただいた市外在住の方には、お礼の品をお送りします。

ご希望の品を選び○印を付けて下さい。

		<input type="checkbox"/>	Aコース		②地元特産品の詰合せの場合は、 Aコース(ア～オ)とBコース(カ～シ) から1品ずつお選びください。
		<input type="checkbox"/>	Bコース		
	① 房州うちわ(2本)				② 地元特産品の詰合せ
	③ 館山季節の花				④ 房州産精米コシヒカリ1等(10kg)
	⑤ 干物セット(10枚程度) 10月~5月限定				⑥ 館山ソーセージ等詰合せ(4品総量700g程度)

【2万円以上コース】

	⑲ 干物セット(特選)(18枚程度) 10月~5月限定				⑳ 館山ソーセージ等詰合せ(特選)(10品総量1,700g程度)
	㉓ YOSHIKIワイン(赤)(750ml)				㉔ YOSHIKIワイン(白)(750ml)

【3万円以上コース】

	⑳ 房州産精米コシヒカリ1等(40kg)				㉒ あわび姿煮(3~4個総量400g程度)
	㉓ YOSHIKIワイン(赤・白2本セット)				㉔ 唐棧織巾着袋(大・小セット)

【10万円以上コース】

	⑩① 唐棧織マフラーセット(マフラー・巾着袋小)				⑩② 唐棧織風呂敷セット(風呂敷・巾着袋大)
--	--------------------------	--	--	--	------------------------

- 寄付回数に制限はございません。お礼の品もご寄付のたびにお選びいただけます。また、お礼の品は一度のお申込みにつき、寄付金額に応じて、3品まで同時にお選びいただくことができます。※申込書にそれぞれの番号をご記載ください。(例：6万円ご寄付いただいた場合 1万円、2万円、3万円から1品ずつ など)
- 在庫状況や季節によっては、お礼の品発送までにお時間をいただくことがございます。

【備考】*コミュニティ医療推進に関する事業や寄附制度についてのご意見、ご要望など必要に応じてご記入下さい。

5 寄附にあたっての注意事項

寄附金は館山市が直接実施するコミュニティ医療推進のための事業に充当させていただきます。また、新たな公共という観点でコミュニティ医療推進活動を実践する市内の公益法人、社会福祉法人、NPO法人などへの支援として市が直接支出する補助金等にも充当させていただきます。

コミュニティ医療推進に関する事業や寄附制度についてのご意見、ご要望などを必要に応じて、申込書の備考欄にご記入下さい。今後の事業推進の参考にさせていただきます。なお、ご意見、ご要望についてはできるだけ尊重させていただきますが、寄附金の用途については、最終的には館山市長の裁量により決定の手続きが進み、市議会の議決を得ることになります(必要に応じて第三者機関の審査結果などを参酌する場合があります。)ので、ご希望に添えない場合もあります。ご理解願います。

寄附者が個人の場合、法人の場合ともに、税制上の優遇措置があります。一定の要件を具備する必要があるほか、具体的な優遇措置については、個人の場合は寄附者の所得などにより変動いたします。詳しくは、健康課へお問い合わせください。

寄附金の一部(概ね5%程度)は、館山市が推進するコミュニティ医療推進事業を効果的に実施するための施策や管理運営事務等にも充当させていただきますので、ご理解願います。

(14) コミュニティ医療推進に関する事業

寄附の用途(地域をあげて推進しようとする八つの取り組み)

i 地域の連携を深める

健康や医療、介護福祉など各分野の連携、地域住民との協働による地域医療体制の維持発展のための事業

ii 他地域と連携する

医療、介護、福祉等の地域格差を平準化させるための他地域との連携に関する事業

iii 医療資源の充実を図る

地域医療の維持・発展のための医師や看護師など医療従事者の養成に関する事業

iv 健康や医療の情報を共有する

地域医療等の質を高めるための医療・健康情報の共有や利活用などに関する事業

v 疾病予防の新たな可能性を探る

地域住民の健康管理などの質を高め、疾病の予防を効果的に推進するための新たな検診や調査分析等に関する事業

vi 高齢化社会に対応する

在宅医療など高齢化社会に対応できる新たな医療、介護、福祉の体制を構築するための事業

vii 人生の質を考える

豊かな人生のための総合的なライフケアへの取り組みに関する事業

viii 総合的なまちづくりに挑む

健康や医療、介護、福祉などの視点から取り組む総合的なまちづくりに資する事業